

税務キヤッチ・アップ

消費税関係

輸出物品販売場制度

1 はじめに

最近、小さな田舎町にも海外からの旅行者を見かけることが珍しくない。そこで事業者が外国人旅行者に物品を免税販売するときの手続きについて考察する。

2 制度の概要

輸出物品販売場を経営する事業者が外国為替及び外国貿易法に規定する非居住者に対し政令で定める物品で輸出するため、一定の方法により購入されるものの譲渡を行った場合には、当該物品の譲渡については、消費税が免除される。(消法8)

3 許可要件

許可を申請しようとする者は①国税の滞納がないこと②過去に許可を取り消され3年を経過しない者でないこと③特に不相当と認められる事情がないこと④現に非居住者の利用する場所又は非居住者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること⑤免税販売手続に必要な人員を販売場に配置しかつ免税販売手続を行うための設備を有する販売場であること(手続委託型の場合には代理に関する契約・譲渡した物品と免税手続カウンターにおいて免税販売手続を行う物品が同一であることを確認できる必要な情報を共有)などが要件とされる。

4 許可申請書

許可申請者は、販売場の見取図、事業内容が分かる資料、許可を受けようとする販売場の取扱商品の確認できるもの、その

他免税販売手続マニュアルなどの書類を所轄税務署長に提出する。

5 免税販売の対象となる者

免税対象者は外国人旅行者などの「非居住者」に対するものに限られる。そこで外国籍を有しても日本国内に勤務している場合や入国後6か月以上経過している者は非居住者に該当とされない。

6 免税対象となる物品の範囲

通常生活の用に供する物品の販売であることに加え、一般物品(家電・バック・衣料品など)については5千円以上、消耗品(飲食料品・医薬品・化粧品など)は5千円以上50万円以下となっている。今回の改正により、一般物品と消耗品の合計額で5千円以上50万円以下であれば免税の対象とされた。金や白金の地金は免税対象物品から除かれている。(消令18条)

7 手続

輸出物品販売場を経営する事業者は、非居住者であることの確認、購入記録票や誓約書、パスポート等の提出及び保存を要していた。平成30年度税制改正では、外国人旅行者について税関検査においてパスポート等の提示で完了し、事業者にとっては購入の記録票や業者情報等の免税販売情報を電磁的記録として提出することを要件に事務の簡素化を図ることとされた。また電子化された購入記録票等を7年間保存されない場合には、免税制度は適用されない。

8 免税品の包装

免税対象物品の引渡しに際し、一般物品の特殊包装は不要であり、国内にて使うことも可能となった。消耗品については「袋」「箱」に入れかつシール等により封印をする特殊包装の必要があり、30日以内の国外持ち出しが要件とされている。一般物品と消耗品の合算で免税制度を受ける場合はこれらの物品について特殊包装により封印する方法を要する。

なお、免税購入した物品を国内で消費し、また他の者に譲渡した場合は消費税が徴収される。

9 到着時免税店における携帯品免税制度の導入

平成30年度税制改正では、入国旅客が個人使用目的で輸入する物品は到着時免税店(到着空港内)において購入した物品が消費税免税制度の対象に追加される。税関を通過する前までに購入された物品全てが免税となる。

10 おわりに

今回の改正は、観光立国推進基本計画の一環として打ち出された政策であり、一般物品に加え消耗品も対象とされ、委託型の手続きカウンター設置と購入下限額が引き下げられたことにより、免税店の増加を推し進め、制度の利用価値を高めることになった。また、酒類の販売を行っている免税店については酒税も免税とされている。

(右山研究グループ
税理士 辻 富世)